

## 六価クロム化合物の水質基準値の見直しとそれに伴う関係省令等の改正案に寄せられた主な御意見と考え方（案）

## ○「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（案）」に関する主な御意見と御意見に対する考え方

番号	種類	御意見	御意見に対する考え方（案）
1	猶予規定	基準強化には賛成ですが、猶予措置に期限がないため、大規模改修しない限り旧来の緩い基準を認め続けるには反対。せめて十年以内等の年限を設けるべき。また「大規模」の定義が明確でないことも問題。	現在設置されている水道管等の資機材や給水管、蛇口等の給水装置のうち、新基準値を満たせないものについては、できるだけ速やかに新基準値に適合した製品への転換を進めるべきですが、転換には手間や時間を要します。その状況や程度は様々であることから、一律の年限を設けることは困難であると考えています。
2	給水装置の浸出液に係る基準	浸出性能試験結果が新基準値を証明できない場合、再度浸出性能試験を行う必要がある。そのため、新基準値を証明できず再試験が必要な製品の抽出作業、当該抽出された製品を公的認証機関で再試験の依頼手続き、認証機関からの認証取得に関する手続き、などの期間を考慮し、基準改正の公布から施行まで1年間の猶予期間が必要と考える。猶予期間の設定が無い場合、新基準値を満たしていても認証証明書が無く、販売できない製品が多数発生するため、基準施行を2021年4月としていただきたい。	水栓その他末端の給水用具の六価クロムに係る浸出性能基準に関しては、基準値の見直しに伴う作業や諸手続を考慮し、御意見を踏まえ、改定基準の適用までに1年間の猶予を設けることとし、令和3年4月1日から適用することとします。
3	試験成績書	現在認められている浸出性能試験方法で試験を実施した試験成績書について、当該成績書によって六価クロムの浸出性能が新基準値を満足できることが確認できる場合は、第1者、第3者認証など認証の種類に関わらず、認証に必要な書類として当該成績書を使用しても良いことをお認めいただきたい。	今回の意見募集の対象外です。既に新基準値を満たす製品について、新たに試験を行う必要はないと考えますが、認証を行っている機関へご相談ください。

4	試験方法	<p>「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令（案）」に関して、省令の改正により新基準を満たす現行製品に不都合が生じる可能性があるため、下記のご検討をお願いしたいと考えています。</p> <p>（案） 現状有効な下記分析結果で、六価クロム新基準を満足する場合は新基準適合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削除予定のフレーム-原子吸光光度計による分析結果</li> <li>・ 分析の定量限界値が 0.005mg/L 以下の分析結果</li> </ul> <p>※改正後の試験結果には適用せず</p> <p>（詳細） JIS S3200-7（水道用器具-浸出性能試験方法）の分析結果の補正は、接触容積が 1L 以下の末端給水用具では計算方法が他と異なります（項目 9 注(5)）。 このため、分析の定量限界値が今回改正の六価クロム新基準値 0.002mg/L を超える（今回削除予定の）フレーム-原子吸光光度計等の分析結果でも、補正後に新基準値以下となるものがあります。</p> <p>例) 分析結果：0.005mg/L 未満 → 補正後：0.0003mg/L 未満</p> <p>※分析の定量限界値と新基準値は同じである必要は無い</p> <p>以上により、既存製品で新基準においても安全性が 100%担保されているにもかかわらず、法改正により不要な分析が必要となると関係機関・各社で混乱を生じるため、上記のご検討をお願いします。</p>	<p>今回の意見募集の趣旨の対象外です。</p> <p>ただし、試験方法については、別途、パブリックコメントを行ったところであり、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」については、補正により新基準値を満たす場合は、引き続きフレーム-原子吸光光度法を使用できるようにします。</p>
---	------	--	--

○「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件（案）」に係る主な御意見と御意見に対する考え方

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
5	給水装置の構造及び材質の基準に係る試験	<p>「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する省令（案）」に関して、省令の改正により新基準を満たす現行製品に不都合が生じる可能性があるため、下記のご検討をお願いしたいと考えています。</p> <p>（案）</p> <p>現状有効な下記分析結果で、六価クロム新基準を満足する場合は、新基準適合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削除予定のフレーム-原子吸光光度計による分析結果</li> <li>・ 分析の定量限界値が 0.005mg/L 以下の分析結果</li> </ul> <p>※改正後の試験結果には適用せず</p> <p>（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分析値の補正と分析の定量限界値に関して</li> </ul> <p>「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生労働省告示第111号）」によれば、接触容積が 1L 以下の末端給水用具では、分析値の補正方法が他の器具と異なります（「第2」の「4 分析値の補正（3）ア」）。</p> <p>このため（末端器具の場合）、</p> <p>（1）分析の定量限界値が今回改正の六価クロム新基準値 0.002mg/L を超える（今回削除予定の）フレーム-原子吸光光度計等の分析結果</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>御意見を踏まえ、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」については補正により新基準値を満たす場合は、引き続きフレーム-原子吸光光度法を使用できるようにします。</p> <p>また、御意見を踏まえ「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における水栓その他末端の給水用具の六価クロムに係る浸出性能基準に関しては、基準値の見直しに伴う作業や諸手続を考慮し、改定基準の適用までに1年間の猶予を設けることとし、令和3年4月1日から施行することとします。</p> <p>これに併せて、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」についても、猶予期間を設けて、令和3年4月1日の施行とします。</p>

5 ( 続 き)	<p>(前頁からの続き)</p> <p>(2) 今回改正後に有効な分析方法 (例: 定量限界値が 0.002mg/L 以下) で測定された新基準値 0.002mg/L を超える分析結果</p> <p>の (1)、(2) いずれの場合でも、分析値の補正後に新基準値以下となり試験に合格するものもあり、製品種類によっては分析の定量限界値は新基準値以下である必要はありません。</p> <p>以上により、既存製品で新基準においても安全性が 100%担保されているにもかかわらず法改正により不要な分析が必要となると関係機関・各社で混乱を生じます。・パブリックコメント募集と改正適用のスケジュールに関して今回パブリックコメント募集の締め切りが 1 月 7 日で、告示日が 3 月というスケジュールは、浸出試験の再実施等、対応が実質不可能です。</p> <p>さらにこのスケジュールにより、一部認証機関では改正の手順・意義を完全に無視して現状内容のままの改正ありきで浸出試験の再実施を要求しており、業界内部に混乱が生じています。</p> <p>以上理由から、上記のご検討をお願いいただければ幸いです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	
----------------	---	--

6	給水装置の構造及び材質の基準に係る試験	<p>当該意見募集につきまして、次の三つの意見を提出致します。</p> <p>1. 認証に関して</p> <p>現在認められている浸出性能試験方法で試験を実施した試験成績書について、当該成績書によって六価クロムの浸出性能が新基準値を満足できることが確認できる場合は、第1者、第3者認証など認証の種類に関わらず、認証に必要な書類として当該成績書を使用しても良いこととお認めいただきたい。</p> <p>2. 猶予期間に関して</p> <p>浸出性能試験結果が新基準値を証明できない場合、再度浸出性能試験を行う必要がある。そのため、新基準値を証明できず再試験が必要な製品の抽出作業、当該抽出された製品を公的認証機関で再試験の依頼手続き、認証機関からの認証取得に関する手続き、などの期間を考慮し、基準改正の交付から施行まで1年間の猶予期間が必要と考える。猶予期間の設定が無い場合、新基準値を満たしていても認証証明書が無く、販売できない製品が多数発生するため、基準施行を令和3年4月としていただきたい。</p> <p>3. スケジュールに関して</p> <p>本告示改正の適用開始は令和2年4月1日の予定で、パブリックコメントの募集締切りは1月7日となっています。告示改正が確定してから適用開始まで3か月弱の期間となりますが、この期間内に浸出性能試験を実施し完了に至るのは困難です。また、本件に関連する一部の認証機関では、告示改正への準備のために、パブリックコメントの募集前から認証取得者に対して令和2年1月末までに浸出性能試験成績書の再提出を求めており、これについても認証取得者に大きな負荷が掛かっている状況であります。</p>	<p>1について</p> <p>今回の意見募集の対象外です。既に新基準値を満たす製品について、新たに試験を行う必要はないと考えますが、認証を行っている機関へご相談ください。</p> <p>2及び3について</p> <p>5番の御意見への考え方とおおり、令和3年4月1日の施行とします。</p>
---	---------------------	---	--